

令和4年10月7日
課名：総務部契約検査課
内線：1383・1384

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者： 住 所 行橋市宮市町6番15号
商号又は名称 ワコウ産業
- 2 指名停止の期間：
令和4年10月7日から令和5年4月6日まで（6ヶ月間）
- 3 事実概要：
当該業者は、令和4年9月28日に行われた消防本部総務課発注の空気消臭除菌装置の入札において、正当な理由がなく、市発注業務の落札者でありながら契約を締結しなかった。
- 4 指名停止の理由：
行橋市指名停止等措置要綱第3条（指名停止）第1項の別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項に該当する。
従って、本件については、指名停止6ヶ月間とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項該当】

措 置 要 件	期 間
12 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、市発注業務に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内